

騒音・振動・悪臭

目 次

表 1 騒音に係る環境基準	(11)
表 2 愛知県名古屋飛行場及び岐阜飛行場の航空機騒音に係る環境基準	(12)
表 3 中部国際空港の航空機騒音に係る環境基準	(12)
表 4 新幹線鉄道騒音に係る環境基準	(12)
表 5 騒音規制法に基づく特定工場等及び特定施設の状況	(13)
表 6 振動規制法に基づく特定工場等及び特定施設の状況	(13)
表 7 条例に基づく騒音・振動発生施設を設置している工場等の状況	(13)
図 1 自動車騒音規制の経緯（加速走行騒音）	(14)
図 2 自動車騒音規制の経緯（定常走行騒音・近接排気騒音）	(15)
表 8 悪臭防止法による規制地域及び規制基準	(16)
表 9 県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく悪臭関係工場等 の届出状況（平成 26 年度）	(17)

表1 騒音に係る環境基準

地域の区分 及び類型	道路に面する地域以外の地域			道路に面する地域			特例
	A	B	C	A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	C地域のうち車線を有する道路に面する地域	
基準 値	50デシベル以下 昼間	55デシベル以下 夜間	55デシベル以下 40デシベル以下	60デシベル以下 50デシベル以下	65デシベル以下 55デシベル以下	60デシベル以下 55デシベル以下	70デシベル以下 *45デシベル以下
該当地域	該当なし	該当なし	該当なし	近隣商業地域、準商業地域、準工業地域及び工業地域	既設の道路に面する地域については、環境基準の施行後10年以内を目標として達成され、又は維持されるものとする。	既設の道路に面する地域については、環境基準の施行後10年以内を目標とし、幹線交通を担う道路に面する地域であって、道路交通量が多くその達成が著しく困難な地域については、10年を超える期間で可及的速やかに達成されよう努めるものとする。	既設の道路に面する地域については、環境基準が施行された日以後計画された道路の設置によって新たに道路に面するこどとなつた場合にあつては上記にかかるものとする。
達成期間	環境基準の施行後直ちに達成され、又は維持されるよう努めるものとする。	環境基準の施行後直ちに達成され、又は維持されるよう努めるものとする。	環境基準の施行後直ちに達成され、又は維持されるよう努めるものとする。	既設の道路に面する地域については、環境基準の施行後10年以内を目標とし、幹線交通を担う道路に面する地域であって、道路交通量が多くその達成が著しく困難な地域については、10年を超える期間で可及的速やかに達成されよう努めるものとする。	既設の道路に面する地域については、環境基準が施行された日以後計画された道路の設置によって新たに道路に面するこどとなつた場合にあつては上記にかかるものとする。	既設の道路に面する地域については、環境基準の施行後10年以内を目標とし、幹線交通を担う道路に面する地域であって、道路交通量が多くその達成が著しく困難な地域については、10年を超える期間で可及的速やかに達成されよう努めるものとする。	既設の道路に面する地域については、環境基準が施行された日以後計画された道路の設置によって新たに道路に面するこどとなつた場合にあつては上記にかかるものとする。
備考	1 地域の類型 AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域 A：専ら住居の用に供される地域 B：主として住居の用に供される地域 C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域 時間の区分 1 夜間：午前6時から午後10時まで 2 夜間：午後10時から午前6時まで	2 夜間：午後10時から午前6時まで	3 *は屋内へ透過する騒音に係る基準（個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていること）認められるとときは、この基準によることができる。） この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。 4 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。 ・高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間） ・一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路	3 *は屋内へ透過する騒音に係る基準（個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていること）認められるとときは、この基準によることできる。） この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。 4 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。 ・高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間） ・一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路	3 *は屋内へ透過する騒音に係る基準（個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていること）認められるとときは、この基準によることできる。） この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。 4 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。 ・高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間） ・一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路	3 *は屋内へ透過する騒音に係る基準（個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていること）認められるとときは、この基準によることできる。） この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。 4 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。 ・高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間） ・一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路	3 *は屋内へ透過する騒音に係る基準（個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていること）認められるとときは、この基準によることできる。） この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。 4 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。 ・高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間） ・一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

表2 愛知県名古屋飛行場及び岐阜飛行場の航空機騒音に 係る環境基準

地域の類型	I	II
基準値	57デシベル以下	62デシベル以下
該当地域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地城、第二種住居地城、第一種住居地城及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
1 愛知県名古屋飛行場（愛知県西春日井郡豊山町豊場）	位置を示す標点（北緯35度15分06秒、東経136度55分39秒）から滑走路延長方向に延伸した直線（以下「名古屋中心線」という。）と直角方向に東方5キロメートル、西方4キロメートルの点を通る名古屋との平行線、標点から名古屋上に南方へ18キロメートルの点を通る名古屋中心線との垂線及び愛知、岐阜両県の県境によって囲まれる地域。ただし、愛知県名古屋飛行場の敷地並びに河川区域及び工業専用地域を除く。	位置を示す標点（北緯35度23分28秒、東経136度55分21秒）から滑走路延長方向に延伸した直線（以下「岐阜中心線」という。）と直角方向に南方6キロメートル、北方1キロメートルの点を通る岐阜中心線との平行線、標点から岐阜中心線上に東方へ13キロメートルの点を通る岐阜中心線との垂線及び名古屋中心線と直角方向に東方へ5キロメートルの点を通る名古屋中心線との平行線によって囲まれる愛知県内の地域。ただし、河川区域及び工業専用地域を除く。

表4 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	地域の類型	I	II
基準値		70デシベル以下	75デシベル以下
該当地域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住民地域、第二種住民地域及び都市計画区域で用途地域の定められない地域	近隣商業地域、商業地域、准工業地域及び工業地域	近隣商業地域、商業地域、准工業地域
達成目標期間	a 80デシベル以上の区域 b 75デシベル未満の区域 c 70デシベルを超え75デシベル以下の区域	3年以内 7年以内 10年以内 10年以内	3年以内 7年以内 10年以内 10年以内
備考			

表3 中部国際空港の航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	I
基準値	57デシベル以下
該当地域	常滑市、弥富市、海部郡飛島村並びに知多郡南知多町及び美浜町の区域。ただし、常滑市セントレア一丁目、セントレア二丁目、セントレア三丁目、セントレア四丁目及びセントレア五丁目の区域、河川区域並びに工業事業用地域を除く。
達成期間	直ちに

57 ベル下

1 達成目標期間の欄は、既設新幹線鉄道（東京・博多間の区間の新幹線鉄道）に係る内容に限つた。

2 東海道新幹線の線路の中心線から左右両側にそれぞれ400メートルまでの地域。ただし、鉄けた橋りょうのうち、木曽川鉄橋については、左右両側にそれぞれ700メートルまでの地域及び橋りょうの橋けたの先端部と線路の中心線との交点を中心にして、橋りょうの反対側に半径700メートルの円内までの地域、その他のものについては左右両側にそれぞれ600メートルまでの地域及び橋りょうの橋けたの先端部と線路の中心線との交点を中心にして、橋りょうの反対側に半径600メートルの円内の地域とし、トンネルのうち坂の坂トンネルに限りトンネルの出入口と踏切の中心線の交点を中心として、それぞれトンネル側に半径400メートルの円内の地域。ただし、東海道新幹線敷地、河川敷及び工業専用地域を除く。

表5 騒音規制法に基づく特定工場等及び特定施設の状況

施設設置の種類	工場等数	施設設置数
金属加工機械	3,821	29,591
空気圧縮機等	7,018	50,100
土石用破碎機等	471	2,491
織機	5,728	90,881
建設用資材製造機械	184	241
穀物用製粉機	39	349
木材加工機械	1,141	3,880
抄紙機	12	37
印刷機械	904	4,064
合成樹脂用射出成形機	708	9,553
鋳型・造型機	162	1,374
計	20,188	192,561

(注)1 平成27年3月末現在

2 2以上の異なる施設を設置する特定工場等の数は、主要な施設の欄に計上してある。
(資料)環境部調べ

表7 条例に基づく騒音・振動発生施設を設置している工場等の状況

	騒音関係工場等数	振動関係工場等数
	16,354	18,460

(注)1 平成27年3月末現在

(注)2 名古屋市分を含む。

(資料)環境部、名古屋市調べ

表6 振動規制法に基づく特定工場等及び特定施設の状況

施設設置の種類	工場等数	施設設置数
金属加工機械	3,599	31,978
圧縮機	4,506	21,945
土石用破碎機等	530	3,019
織機	5,669	75,533
コンクリートブロックマシン等	49	381
木材加工機械	80	160
印刷機械	599	2,610
ゴム練用又は合成樹脂練用ローラー機	39	236
合成樹脂用射出成形機	712	9,783
鋳型・造型機	149	1,046
計	15,932	146,691

(注)1 平成27年3月末現在

2 2以上の異なる施設を設置する特定工場等の数は、主要な施設の欄に計上してある。
(資料)環境部調べ

図1 自動車騒音規制の経緯（加速走行騒音）

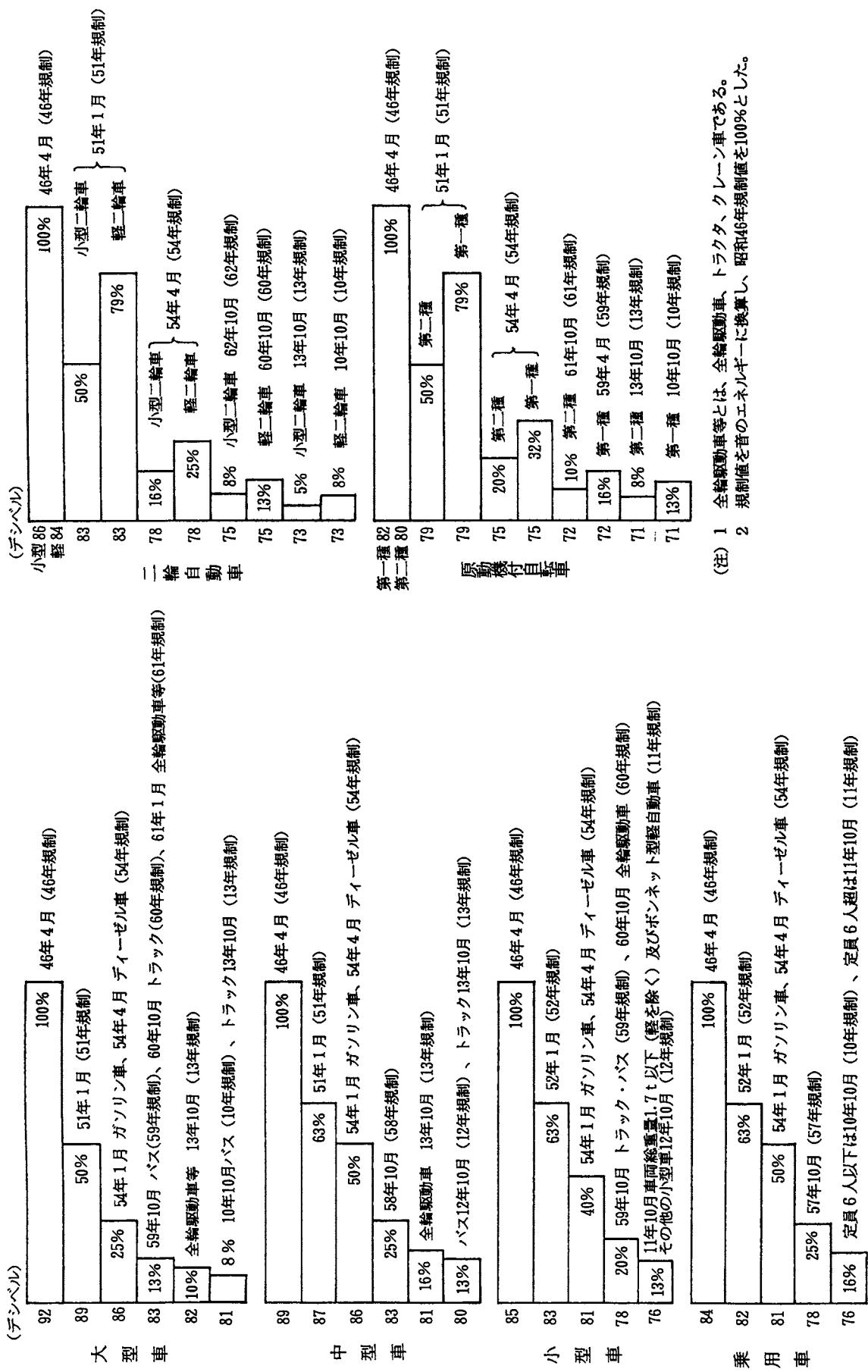
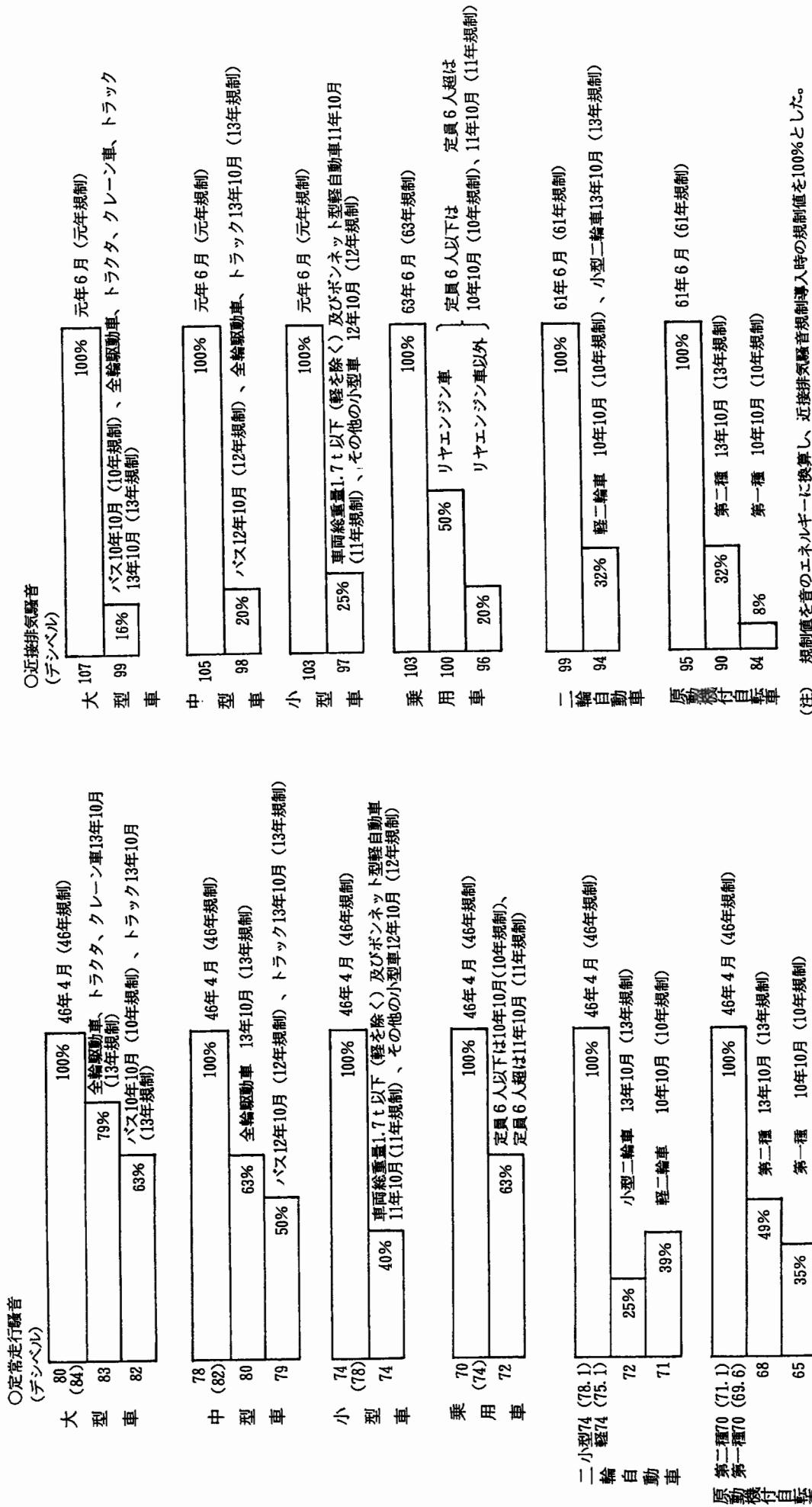


図2 自動車騒音規制の経緯（定常走行騒音・近接排気騒音）



(注) 1 規制値を音のエネルギーに換算し、昭和46年規制値を100%とした。
 2 46年規制の騒音規制値の()内の数値は、測定速度及び測定期位置の変更による現行規制値の換算値

表8 悪臭防止法による規制地域及び規制基準

1 特定悪臭物質の濃度又は流量に係る規制地域及び規制基準

(1) 規制地域

名古屋市、春日井市、小牧市及びあま市（旧甚目寺町） 海部郡大治町

(2) 規制基準（平成18年度4月28日愛知県告示第378号 各市の規制基準は市ごとに定められている。）

ア 敷地境界における規制基準（法第4条第1項第1号）

(単位: ppm)

規制地域の区分	悪臭物質の種類	アンモニア	メチルメルカプタン	硫化水素	硫化メチル	二硫化メチル	トリメチルアミン	アセトアルデヒド	プロピオンアルデヒド	ノルマルブチルアルデヒド	イソブチルアルデヒド	ノルマルバニルアルデヒド
第1種地域		1	0.002	0.02	0.01	0.009	0.005	0.05	0.05	0.009	0.02	0.009
第2種地域		2	0.004	0.06	0.05	0.03	0.02	0.1	0.1	0.03	0.07	0.02
第3種地域		5	0.01	0.2	0.2	0.1	0.07	0.5	0.5	0.08	0.2	0.05

規制地域の区分	悪臭物質の種類	イソバニルアルデヒド	イソブタノール	酢酸エチル	メチルイソブチルケトン	トルエン	スチレン	キシレン	プロピオン酸	ノルマル酪酸	ノルマル吉草酸	イソ吉草酸
第1種地域		0.003	0.9	3	1	10	0.4	1	0.03	0.001	0.0009	0.001
第2種地域		0.006	4	7	3	30	0.8	2	0.07	0.002	0.002	0.004
第3種地域		0.01	20	20	6	60	2	5	0.2	0.006	0.004	0.01

(注) 規制地域の区分は、市町村ごとに定められている。

イ 気体排出口における規制基準（法第4条第1項第2号）

特定悪臭物質の種類	アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバニルアルデヒド、イソバニルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン
規制基準	特定悪臭物質の種類ごとに、1(2)アの表の規制地域の区分に従い、それぞれの欄に掲げる規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第3条に定める方法により算出した値

ウ 排出水中における規制基準（法第4条第1項第3号）

(単位: mg/l)

特定悪臭物質の種類	規制地域の区分	排水量	$Q \leq 10^{-3} \text{m}^3/\text{s}$	$10^{-3} \text{m}^3/\text{s} < Q \leq 10^{-1} \text{m}^3/\text{s}$	$10^{-1} \text{m}^3/\text{s} < Q$
メチルメルカプタン	第1種地域		0.03	0.007	0.001
	第2種地域		0.06	0.01	0.003
	第3種地域		0.2	0.03	0.007
硫化水素	第1種地域		0.1	0.02	0.005
	第2種地域		0.3	0.07	0.02
	第3種地域		1	0.2	0.05
硫化メチル	第1種地域		0.3	0.07	0.01
	第2種地域		2	0.3	0.07
	第3種地域		6	1	0.3
二硫化メチル	第1種地域		0.6	0.1	0.03
	第2種地域		2	0.4	0.09
	第3種地域		6	1	0.3

(注1) Qは、事業場の敷地外に排出される排水量を表す。

(注2) 規制地域の区分は、市町村ごとに定められている。

2 臭気指数又は臭気排出強度に係る規制地域及び規制基準

(1) 規制地域

豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、稻沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市（旧七宝町及び旧美和町）及び長久手市

愛知郡東郷町、西春日井郡豊山村、丹羽郡大口町、同郡扶桑町、海部郡蟹江町、同郡飛島村、知多郡阿久比町、同郡東浦町、同郡南知多町、同郡美浜町、同郡武豊町、額田郡幸田町、北設楽郡設楽町、同郡東栄町及び同郡豊根村

(2) 規制基準（平成18年度4月28日愛知県告示第378号 各市の規制基準は市ごとに定められている。）

ア 敷地境界線における規制基準（法第4条第2項第1号）

規制地域の区分	第1種地域	第2種地域	第3種地域
臭気指数	12	15	18

（注）規制地域の区分は、市町村ごとに定められている。

イ 気体排出口における規制基準（法第4条第2項第2号）

2（2）アの表の規制地域の区分に従い、それぞれの欄に掲げる規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した値

ウ 排出水中における規制基準（法第4条第2項第3号）

規制地域の区分	第1種地域	第2種地域	第3種地域
臭気指数	28	31	34

（注）規制地域の区分は、市町村ごとに定められている。

表9 県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく悪臭関係工場等の届出状況(平成26年度)

業種		届出件数
1 畜産農業	イ 豚房施設（豚房の総面積が50m ² 以上）	225
	ロ 牛房施設（牛房の総面積が200m ² 以上）	404
	ハ 鶏3,000羽以上飼育	143
	ニ うずら20,000羽以上飼育	18
	小計	790
2 乾燥施設を有する飼料又は有機質肥料の製造業		63
3 コーンスターク製造業		4
4 紡糸施設を有するレーヨン製造業		0
5 クラフトパルプ製造業		2
6 製膜施設を有するセロファン製造業		3
7 加硫施設を有するゴム製品製造業		50
8 カプロラクタムの製造施設を有する石油化学工業		1
9 石油精製業		2
10 溶鉱炉を有する製鉄業		1
11 シェルモールド法による鋳物製造業		42
12 化製場		6
13 廃棄物処理法により届出されたし尿処理場（浄化槽を除く。）		39
14 廃棄物処理法により届出されたごみ処理場		87
15 下水道終末処理場		52
計		1,142

（注）名古屋市分を含む。

（資料）環境部、名古屋市調べ